

第13回 定時株主総会 招集ご通知



日時

2025年6月27日（金曜日）
午前10時

会場

東京都江東区豊洲五丁目6番36号
（豊洲プライムスクエア）

株式会社東光高岳会議室（8階）

※開催場所が例年と異なりますので、末尾
の「第13回定時株主総会 会場ご案内図」
をご参照いただき、お間違いのないよう
お願い申し上げます。

＜株主の皆さまへお知らせ＞

例年開催いたしておりました株主懇談会は、本年は
開催いたしません。また、ご来場の株主の皆さまへの
お土産につきましてもご用意いたしておりません。



パソコン・スマートフォン・タブレット
端末からご覧いただけます。

<https://s.srdb.jp/6617/>



目次

■ 第13回定時株主総会招集ご通知	1
■ 株主総会参考書類	5
第1号議案 剰余金の配当の件	
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を 除く。）6名選任の件	
■ 事業報告	12
■ 連結計算書類	40
■ 計算書類	56
■ 監査報告書	67
■ 第13回定時株主総会会場ご案内図	末尾

株式会社 東光高岳

証券コード：6617

(証券コード 6617)
2025年6月10日
(電子提供措置の開始日2025年6月5日)

株 主 各 位

東京都江東区豊洲五丁目6番36号
株 式 会 社 東 光 高 岳
代表取締役社長 一 ノ 瀬 貴 士

第13回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素より格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。
さて、当社第13回定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご通知申し上げます。
本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に「第13回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

- ①当社ウェブサイト
<https://www.tktk.co.jp/ir/stockinfo/notification/>
- ②東京証券取引所ウェブサイト
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>
※上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」
「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧下さい。
- ③ネットで招集
<https://s.srdb.jp/6617/>

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面により議決権を行使することが
できますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討下さいまして、3ページから4ペー
ジに記載の「議決権行使についてのご案内」をご参照のうえ、2025年6月26日（木曜日）午後
5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時	2025年6月27日（金曜日）午前10時
2. 場 所	東京都江東区豊洲五丁目6番36号（豊洲プライムスクエア） 株式会社東光高岳 会議室（8階）
3. 目的事項 報 告 事 項	第13期（2024年4月1日から2025年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類、計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連 結計算書類監査結果報告の件

決 議 事 項
第 1 号議案
第 2 号議案

剰余金の配当の件
取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

以 上

（お願い）

◎当日ご来場の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出下さいますようお願い申し上げます。

（お知らせ）

◎株主さまへご送付している書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。なお、ご送付している書面からは法令及び当社定款第16条の規定に基づき、下記の事項を除いております。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。

（1）取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

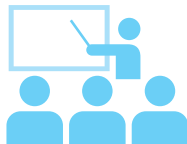
（2）連結計算書類の連結株主資本等変動計算書 （3）連結計算書類の連結注記表

（4）計算書類の株主資本等変動計算書 （5）計算書類の個別注記表

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

株主総会にご出席いただく場合



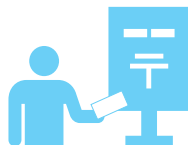
株主総会開催日時

2025年6月27日（金曜日）午前10時

同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。（ご捺印は不要です。）

なお、株主様でない代理人及び同伴の方など、議決権を行使することができる株主様以外の方はご入場いただけませんので、ご注意ください。

書面にて行使いただく場合



行使期限

2025年6月26日（木曜日）午後5時到着分まで

各議案の賛否を議決権行使書用紙にご記入のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

インターネットにて行使いただく場合



行使期限

2025年6月26日（木曜日）午後5時まで

インターネットにより議決権を行使される場合は、議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイトアドレス ▶ <https://www.web54.net>

● インターネット等による議決権行使のご案内については次頁をご参照ください。

■ 議決権行使のお取扱いについて

書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって議決権を複数回数行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

議決権電子行使プラットフォームについて

機関投資家の皆様は、株式会社 ICJ が運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

——— ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。 ———

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

議決権行使に関する
パソコン等の操作方法について

 **0120-652-031** (9:00~21:00)

その他の
ご照会

 **0120-782-031** (平日9:00~17:00)

インターネット等による議決権行使のご案内

1 QRコードを読み取る方法「スマート行使」

同封の議決権行使書用紙右下に記載のQRコードをスマートフォン等にてお読み取りいただき、「スマート行使」へアクセスした上で、画面の案内に従って行使内容をご入力ください。

なお、議決権行使コード・パスワードのご入力には不要です。



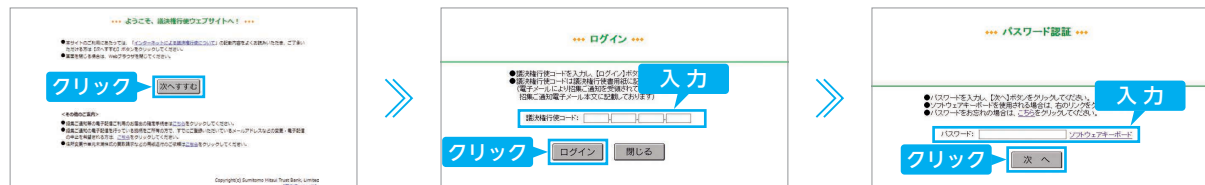
「スマート行使」による
議決権行使は1回に限り
可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがパソコン向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、パソコン向けサイトへ遷移できます。

2 議決権行使コード・パスワード入力による方法 <https://www.web54.net>

「議決権行使ウェブサイト」（上記URL）にアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード・パスワードにてログインのうえ、画面の案内に従って行使内容をご入力ください。



- 1 パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。
- 2 パスワードは、一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続き下さい。
- 3 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

以降は画面の案内に従って
賛否をご入力ください。

議案及び参考事項

第 1 号議案 剰余金の配当の件

当社は、安定的な配当の実施が株主各位のご期待に応えることになると認識しており、財務体質の強化等経営基盤の安定確保に努めながら、中間配当と期末配当の年 2 回の継続的かつ安定的な配当を実施することを基本方針としております。

当期の配当につきましては、経営環境を総合的に勘案し、次のとおりといたしたいと存じます。

①配当財産の種類

金銭といたします。

②配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式 1 株につき 25 円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は 405,359,625 円となります。

③剰余金の配当が効力を生じる日

2025 年 6 月 30 日といたしたいと存じます。

(注) 1. 会社法第 453 条に基づき、配当金総額は、発行済株式総数から自己株式 61,920 株を除いて算出しております。
2. 年間配当金は、中間配当金 1 株につき 25 円と合わせ 1 株につき 50 円、配当金総額は中間配当金総額 405,364,700 円と合わせ 810,724,325 円になります。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。経営・業務執行体制の一層の強化を図るため、取締役（監査等委員である取締役を除く。）を1名増員し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関し、監査等委員会は特段の意見がない旨を確認しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次の通りであります。

（五十音順）

候補者 番号		氏 名	現在の当社における地位及び担当
1	新任	いそ 磯 まもる 守	常務執行役員 計量事業本部長兼蓮田事業所長兼配 電・計量事業改革プロジェクト副プロ ジェクトマネージャー
2	再任	いち の せ たか し 一ノ瀬 貴 士	代表取締役社長 CKO（カイゼン・改革領域）
3	再任	うえ むら あきら 社 外 植 村 明 独 立	取締役
4	再任	かね こ よし のり 社 外 金 子 禎 則	取締役
5	再任	み し ま やす ひろ 社 外 三 島 康 博 独 立	取締役
6	再任	みず もと くに ひこ 水 本 州 彦	取締役専務執行役員 CTO(技術領域)、CQO(品質領域) 品質再構築、品質統括部、資材統括部 担当



■ 所有する当社普通株式の数
3,814株

■ その他株式報酬制度に
基づく交付予定株式の数
6,300株

1

い
そ
磯

ま
も
る
守

(1963年4月27日生)

新 任

■ 略歴及び地位

1987年 4 月 東光電気株式会社入社
2013年 6 月 同社埼玉事業所品質保証部長
2014年 4 月 当社情報システム部長
2018年 6 月 当社執行役員情報システム部長
2019年 2 月 当社執行役員DXカイゼン推進本部長兼同デジタル化推進部長
2021年 6 月 当社常務執行役員DXカイゼン推進本部長兼同カイゼン推進部長
2023年 5 月 当社常務執行役員計量事業本部長兼蓮田事業所長
2025年 4 月 当社常務執行役員計量事業本部長兼蓮田事業所長兼配電・計量事業改革プロジェクトプロジェクトマネージャー（現在に至る）

■ 取締役候補者とした理由

磯守氏は、計量事業をはじめとした全ての事業分野に精通した豊富な経験と幅広い知見等を有しており、当社の経営を担うに相応しい人格を兼ね備えております。これまでの経験を通じ培った優れた経営手腕に鑑み、新たに取り締役として選任をお願いするものであります。



■ 所有する当社普通株式の数
700株

■ その他株式報酬制度に
基づく交付予定株式の数
9,100株

2

い
ち
の
せ
た
か
し
一ノ瀬 貴士

(1962年9月27日生)

再 任

■ 略歴及び地位

2011年 9 月 東京電力株式会社東京支店渋谷支社長
2014年 6 月 東電タウンプランニング株式会社代表取締役社長（東京電力株式会社より出向）
2017年 6 月 東京電力ホールディングス株式会社内部監査室長
2018年 4 月 同社執行役員内部監査室長
2019年 4 月 同社執行役員稼働力創造ユニット組織・労務人事室長
2021年 4 月 当社常務執行役員
2021年 6 月 当社代表取締役社長（現在に至る）
東光東芝メーターシステムズ株式会社代表取締役会長（現在に至る）

■ 重要な兼職の状況

東光東芝メーターシステムズ株式会社代表取締役会長

■ 当社における担当

CKO（カイゼン・改革領域）

■ 取締役候補者とした理由

一ノ瀬貴士氏は、東電タウンプランニング株式会社の代表取締役社長を歴任するなど、企業経営者としての豊富な経験・幅広い知見等を有しており、また、東京電力ホールディングス株式会社の執行役員を歴任するなど、電力業界に関する高い専門性を有することから、強いリーダーシップで「2027中期経営計画」を推進する適切な人財と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。



3

う え む ら あ き ら
植村 明

(1954年9月19日生)

再任

社外

独立

■ 略歴及び地位

2008年 4 月 日立ソフトウェアエンジニアリング株式会社 (現 株式会社日立ソリューションズ) 執行役産業システム事業部長
 2009年 4 月 同社執行役通信・産業システム事業部長
 2010年 4 月 日本証券テクノロジー株式会社副社長執行役員
 2010年 5 月 同社代表取締役社長
 2019年 6 月 同社顧問
 2020年 6 月 当社取締役 (現在に至る)

■ 所有する当社普通株式の数
500株■ その他株式報酬制度に
基づく交付予定株式の数
一株

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

植村明氏は、日本証券テクノロジー株式会社の代表取締役社長を歴任するなど、IT業界に関する高い専門性、企業経営者としての豊富な経験・幅広い知見等を有しております。同氏が社外取締役に選任された場合、上記の専門性等に基づく経営に対する助言・監督を行っていただくことが期待されるため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。



4

か ね こ よ し の り
金子 禎則

(1963年5月17日生)

再任

社外

■ 略歴及び地位

2011年10月 東京電力株式会社埼玉支店設備部長
 2013年 7 月 同社多摩支店武蔵野支社長
 2015年 7 月 同社パワーグリッド・カンパニー経営企画室長兼経営企画ユニット企画室
 2016年 4 月 東京電力パワーグリッド株式会社取締役副社長経営改革担当兼経営企画室長
 2016年 6 月 同社取締役副社長 経営改革担当
 2017年 6 月 東京電力ホールディングス株式会社取締役指名委員会委員
 東京電力パワーグリッド株式会社代表取締役社長 (現在に至る)
 当社取締役 (現在に至る)

■ 所有する当社普通株式の数
300株■ その他株式報酬制度に
基づく交付予定株式の数
一株

■ 重要な兼職の状況

東京電力パワーグリッド株式会社代表取締役社長

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

金子禎則氏は、東京電力パワーグリッド株式会社の代表取締役社長であり、電力業界に関する高い専門性、海外における事業展開も含めた企業経営者としての豊富な経験・幅広い知見等を有しております。同氏が社外取締役に選任された場合、上記の専門性等に基づく経営に対する助言・監督を行っていただくことが期待されるため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。



5

みしま やす ひろ
三島 康博

(1950年10月11日生)

再任

社外

独立

■ 略歴及び地位

1999年 1 月 トヨタ自動車株式会社堤工場成形部部長
2002年 1 月 タイ国トヨタ自動車株式会上級副社長
2009年 5 月 フタバ産業株式会社常勤顧問
2009年 6 月 同社代表取締役社長
2016年 6 月 同社顧問
当社取締役（現在に至る）

■ 所有する当社普通株式の数
3,200株

■ その他株式報酬制度に
基づく交付予定株式の数
一株

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

三島康博氏は、フタバ産業株式会社の代表取締役社長を歴任するなど、海外における事業展開も含めた製造業の企業経営者としての豊富な経験・幅広い知見等を有しております。同氏が社外取締役に選任された場合、上記の経験等に基づく経営に対する助言・監督を行っていただくことが期待されるため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。
当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって9年となります。



6

みず もと く に ひ こ
水本 州彦

(1961年11月22日生)

再任

■ 略歴及び地位

1986年 4 月 東光電気株式会社入社
2014年 4 月 当社執行役員エネルギーソリューション事業本部副本部長
2015年 6 月 当社執行役員エネルギーソリューション事業本部長
2017年 6 月 当社常務執行役員エネルギーソリューション事業本部長
2018年 6 月 当社取締役常務執行役員電力機器事業本部長
2020年 6 月 当社常務執行役員電力機器事業本部長
2021年 6 月 当社常務執行役員電力プラント事業本部長
2022年 6 月 当社取締役常務執行役員
2024年 6 月 当社取締役専務執行役員（現在に至る）

■ 所有する当社普通株式の数
1,114株

■ その他株式報酬制度に
基づく交付予定株式の数
8,200株

■ 当社における担当

CTO(技術領域)、CQO(品質領域)
品質再構築、品質統括部、資材統括部 担当

■ 取締役候補者とした理由

水本州彦氏は、電力機器事業をはじめとした全ての事業分野に精通した豊富な経験と幅広い知見等を有しており、当社の経営を担うに相応しい人格を兼ね備えております。これまでの経験を通じ培った優れた経営手腕に鑑み、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

- ~~~~~
- (注) 1. 取締役候補者 ノー瀬貴士氏は、当社子会社の東光東芝メーターシステムズ株式会社の代表取締役会長であり、当社は同社との間に機器販売等の取引関係があります。
2. 社外取締役候補者 金子禎則氏は、2016年4月から現在まで当社の特定関係事業者である東京電力パワーグリッド株式会社の業務執行者（現在は代表取締役社長）であり、当社は同社との間に電力設備・機器販売等の取引関係があります。また、同氏は、過去に当社子会社の東光東芝メーターシステムズ株式会社の非業務執行取締役であったことがあります。
3. 注記1と2以外取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
4. 社外取締役候補者 植村明及び三島康博の両氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として届け出ております。
5. 取締役との責任限定契約の締結
当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等を除く。）と損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を当社定款に規定しており、損害賠償責任の限度額は法令が定める額としております。
なお、社外取締役候補者 植村明、金子禎則、三島康博の3氏は、当社と責任限定契約を締結しており、原案通り各氏の再任が承認された場合は当該契約を継続する予定であります。
6. 役員等賠償責任保険契約の締結
当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、原案通り各氏の選任が承認された場合は当該保険契約の被保険者に含まれることになります。また、任期の途中で当該保険契約を更新する予定であります。
当該保険契約の概要等は事業報告25ページをご参照下さい。
7. 変成器類の一部製品における不適切事案（2024年5月14日公表）及び品質に係る総点検調査結果（2024年9月19日公表）において公表した一連の不適切事案について、植村明氏、金子禎則氏及び三島康博氏は、各事案が判明するまで各事案を認識しておりませんでした。以前から取締役会等においてコンプライアンスの観点から発言を行っており、各事案の判明後は、お客さま対応に関する適正性、妥当性について取締役会等において意見表明を行ったほか、各々の経験、知識をもとに、品質・コンプライアンス面におけるガバナンスの強化策について積極的かつ建設的な意見を述べ、当社が2024年10月28日付で公表した「SQCファースト改革」の策定にも尽力し、再発防止に向けた適切な処置を講ずることを求めるなど、その職責を果たしております。

(ご参考)

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者と監査等委員である取締役の専門性と経験は、次の通りであります。

氏名	企業経営	人事	財務	ＩＴ・デジタル	製造・技術・研究 開発・品質保証	投資・Ｍ &Ａ	営業・マーケティング	グローバル経営	法務
一ノ瀬 貴士	○	○							
水本 州彦	○				○	○			
磯 守	○			○	○				
金子 禎則	○							○	
三島 康博	○				○			○	
植村 明	○			○					
若山 達也	○	○					○		
高田 裕一郎	○		○						
和田 希志子	○								○
守谷 誠二	○		○			○			

以上

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当社は、2021年以降の当社グループにおける度重なる不適切事案の発覚・公表（2024年度は、2024年5月14日に「変成器類の一部製品における不適切事案」を、2024年9月19日に「品質に係る総点検調査結果について」を公表）により、お客さま、株主さまを始めとするステークホルダーの皆さまに多大なるご心配とご迷惑をお掛けしましたことを、改めて深くお詫び申し上げます。

当社は、これまで公表してまいりました一連の不適切事案に対し、背景を含めた徹底的な真因究明と再発防止策の検討を進め、同時に調査・検証委員会より受領いたしました各報告書（中間報告書、追加報告書、最終報告書）の提言等も踏まえ、「安全・品質・コンプライアンスを最優先とする企業へ再生するための改革策（以下「SQCファースト改革」）」を策定（2024年10月28日公表）し、「4つの改革」のアクションを開始しました。

このSQCファースト改革の一環として、この度、SQCファーストの新生東光高岳として再出発するにあたり、新たな羅針盤・行動規範となる「東光高岳グループ経営理念」（パーパス・ビジョン・フレド）を制定いたしました。この新たな経営理念が再生と成長に向けた当社グループ全員の心の拠り所となるよう、浸透活動を進めてまいります。

さらに「SQCファーストの新生東光高岳として再生と成長へ」の礎を築く期間と位置づける「2027中期経営計画」を策定いたしました。基本方針として、①SQCファースト改革、②コア事業の再生と強靱化、③成長ストーリーの再構築、④経営基盤の強化の4つを掲げ、ステークホルダーの皆さまからの信頼を取り戻し、コア事業である電力機器・計量事業の基盤再構築や、一層の成長が期待できるスマートメーター関連事業やEVインフラ事業等へのリソース集中により、再生と成長とを同時達成してまいります。

いずれも詳細につきましては、15ページの（4）対処すべき課題をご参照下さい。

当連結会計年度の売上高につきましては、計量事業やGXソリューション事業が増加したものの、電力機器事業や光応用検査機器事業の減少により、106,624百万円（前年同期比0.7%減）となりました。

利益面では、研究開発費の増加などにより、営業利益6,094百万円（前年同期比26.1%減）、経常利益6,302百万円（前年同期比21.4%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は3,824百万円（前年同期比18.1%減）といずれも減益になりました。

なお、一連の不適切事案に伴う業績への影響は、一部顧客からの入札参加停止措置等による受注減、既納品の対応費用や弁護士費用の増加などで、売上高で約34億円、営業利益で約25億円の減少影響が発生しています。

セグメントの業績を示すと、次の通りであります。

【電力機器事業】

当事業は、主に受変電・配電用機器、監視制御システム・制御機器等の製造販売及び据付工事を行っております。

当事業の業績は、一般向けプラント物件や断路器等の特高受変電機器が増加したものの、海外の工事物件、配電機器の減少により、セグメント全体の売上高は59,878百万円（前年同期比3.6%減）と減少し、セグメント利益につきましても6,210百万円（前年同期比11.0%減）と減益になりました。

【計量事業】

当事業は、主に変成器・各種計器の製造販売、計器失効替工事等の請負等を行っております。

当事業の業績は、スマートメーター、計器失効替工事の増加により、セグメント全体の売上高は33,234百万円（前年同期比8.6%増）と増加したものの、研究開発費の増加により、セグメント利益につきましては4,378百万円（前年同期比6.0%減）と減益となりました。

【GXソリューション事業】

当事業は、主にエネルギー計測・制御機器、電気自動車用急速充電器、組込みソフトウェア、シンククライアントシステム等の製造販売、スマートグリッド事業、PPP/PFI事業等を行っております。

当事業の業績は、EV充電器の販売台数の増加により、セグメント全体の売上高は10,553百万円（前年同期比2.1%増）と増加したものの、研究開発費の増加により、セグメント損失につきましては206百万円（前年同期はセグメント利益313百万円）と赤字になりました。

【光応用検査機器事業】

当事業は、主に三次元検査装置等の製造販売を行っております。

当事業の業績は、半導体業界の投資抑制の一部継続により三次元検査装置の売上が減少し、セグメント全体の売上高は1,979百万円（前年同期比40.9%減）と減少し、セグメント利益につきましても238百万円（前年同期比69.2%減）と減益となりました。

【その他の事業】

その他の事業として、賃貸ビル等の不動産賃貸事業等を行っております。

その他の事業の業績は、セグメント全体の売上高は978百万円（前年同期比0.3%増）と増加したものの、セグメント利益につきましては633百万円（前年同期比2.3%減）と減益となりました。

(2) 設備投資の状況

計器センター事業に向けた設備構築や小山事業所南工場の耐震工事等により、全体で4,054百万円の設備投資を実施しました。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度の資金調達につきましては、経常的な運転資金及び投資に関する資金を金融機関からの借入金にて調達しておりますが、特筆すべき重要な事項はありません。

(4) 対処すべき課題

1. 「SQCファースト改革」への取組み

当社は、これまで公表してまいりました一連の不適切事案に対し、背景を含めた徹底的な真因究明と再発防止策の検討を進め、同時に調査・検証委員会より受領いたしました各報告書（中間報告書、追加報告書、最終報告書）での提言等も踏まえ、「安全・品質・コンプライアンスを最優先とする企業へ再生するための改革策」を2024年10月28日に公表しました。

「SQCファースト改革」とは、安全・品質・コンプライアンスを最優先とする企業に再生するための包括的な取り組みです。一連の不適切事案が発生し長期間継続した背景にある当社が抱える共通的な真因についての分析結果を踏まえ、以下の4つの改革を柱とし、各改革の方針に基づいたアクションプランを実行しております。

〔4つの改革と基本方針〕

改革① 経営から現場まで一体となったSQCファースト考動文化を醸成する

- 経営・本社と現場との距離を埋め、相互の信頼関係を作る（向き合う、対話、問題に 대응する）。
- 同時に、経営・本社から現場までが一体となった「SQCファースト考動文化」を醸成・定着する。

改革② 現場力の進化と、これを支える「人と組織」をつくる

- 各組織・現場が、自ら学び、問題発見&カイゼンを推進する高い「現場力」へ進化させる。
- その進化を促進する「人と組織づくり」に向け、人財の確保・育成・評価諸施策やカイゼン活動を強化する。

改革③ 仕組みや環境でSQCファーストを確保する

- QMSや内部統制システム等の仕組みをカイゼンし、品質管理やリスク検知・予防・対応を強化する。
- スマートファクトリー化、工場見える化、バリューチェーン変革等の工場DX化の取り組みを加速する。

改革④ 事業構造改革により、リソース（ヒト・カネ・技術）を集中する

- 事業の選択と集中やアライアンス等の構造改革を進め、品質確保と成長を目指す事業へリソース（ヒト・カネ・技術）を集中する。

SQCファースト改革の取り組みは、当社の経営上の最重要課題として実行を進め、進捗をモニタリングするとともに、全役員・全従業員が二度とこのような不適切事案を起こさないとの強い決意の下、当社グループ全役員及び全従業員が一丸となって改革を進めてまいります。

2. 東光高岳グループ経営理念

一連の不適切事案の反省を踏まえ、当社グループが「SQCファースト」企業へ再生し大きく成長する羅針盤として、また、経営から現場まで一体となった「SQCファースト」考動文化を醸成するための規範として、パーパス（存在意義）、ビジョン（目指す姿）、クレド（信条・価値観）からなる新たな経営理念「東光高岳グループ経営理念」を制定し、2025年4月25日に公表しました。

この新たな経営理念が再生と成長に向けた当社グループ全員の心の拠り所となるよう、浸透活動を進めてまいります。

パーパス（存在意義） ～私たちは、なにものか？ 何のために存在しているのか？～
笑顔あふれる未来のため、確かな技術と共創で人と社会のエネルギーを支え続ける

ビジョン（目指す姿） ～私たちが、10年先を見据えて目指す姿は？～
未来のエネルギーネットワークをデザインする “SERAカンパニー” へ！

*SERA：Seamless Energy Relations & Activation（シームレスにエネルギーをつなげてイキイキ活性化させていく存在）

クレド（信条・価値観） ～私たちが、大切にしたい信条・価値観はなにか？～

- Do the right things right（正しいことを正しく行う）
- コミュニケーション＋チェンジ×チャレンジ
- 圧倒的当事者意識
- 三現を見る×外を見る×先を見る
- 本質を突き詰める

3. 2027中期経営計画

「SQCファーストの新生東光高岳として再生と成長へ」の礎を築く期間と位置づける「2027中期経営計画」を策定し、2025年4月25日に公表しました。基本方針として、①SQCファースト改革、②コア事業の再生と強靱化、③成長ストーリーの再構築、④経営基盤の強化を掲げ、ステークホルダーの皆さまからの信頼を取り戻し、コア事業である電力機器・計量事業の基盤再構築や、一層の成長が期待できるスマートメーター関連事業やEVインフラ事業等へのリソース集中により、再生と成長とを同時達成してまいります。

● 基本方針

① SQCファースト改革

- ◆経営から現場まで一体となったSQCファースト考働文化を醸成する
- ◆現場力の進化と、これを支える「人と組織」をつくる
- ◆仕組みや環境でSQCファーストを確保する
- ◆事業構造改革により、リソース（ヒト・カネ・技術）を集中する

② コア事業の再生と強靱化

- ◆ビジネスプロセスの再構築
- ◆グループ大の最適な事業運営の推進

③ 成長ストーリーの再構築

- ◆成長事業の見極めと強化

④ 経営基盤の強化

- ◆サステナビリティの取組み強化

● 連結業績目標

	2024 年 度 実 績	2025 年 度 計 画	2027 年 度 計 画
連 結 売 上 高	1,066億円	1,080億円	1,200億円
連 結 営 業 利 益	60億円	62億円	90億円
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	38億円	39億円	55億円
R O E ※ 1	6.4%	6.4%	8.0%以上
R O I C ※ 2	6.6%	6.6%	8.0%以上
自 己 資 本 比 率	53.6%	53.0%程度	50.0%程度

※1 親会社株主に帰属する当期純利益 ÷ 自己資本

※2 営業利益 × (1 - 実効税率) ÷ (有利子負債 + 自己資本)

● 主要セグメントの主な重点施策

<電力機器事業>

- ◆特別高圧受変電機器について、パートナーリングにより再生と成長を目指す
- ◆データセンターなどの大規模施設向け受変電設備の供給
- ◆高圧機器の製造拠点集約とDXによる生産性向上
- ◆市場のニーズに応える環境配慮型製品の開発
- ◆高度センシング技術の開発とサービスビジネスの拡大
- ◆次世代ネットワークに対応可能な新たなサービスの開発

<計量事業>

- ◆次世代スマートメーターの安定供給とシェア拡大
- ◆計器センター事業による次世代スマートメーターのバリューチェーン拡大
- ◆油ガス変成器工場の増築による製造能力増強、売上拡大
- ◆モールド、油ガス変成器の製造・試験自動化による生産性向上
- ◆成長市場である中国・インドにおけるガスVT事業の拡大
- ◆SF6代替ガス製品の開発と市場投入

<GXソリューション事業>

- ◆商材の取捨選択とリソースの集中化で、収益の安定化と早期黒字化
- ◆SERAシリーズ製品・サービスのラインアップ拡充及び顧客拡大
- ◆次世代AMIシステム（Advanced Metering Infrastructure）への参画とデータ活用ビジネスの開発
- ◆PPP/PFI事業の継続的な受注と拡大
- ◆カーボンニュートラルの実現に向けたエネルギーマネジメントサービスの拡充

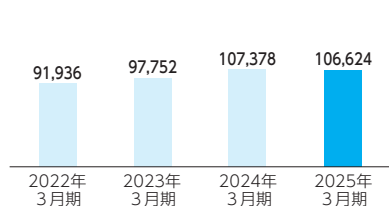
<光応用検査機器事業>

- ◆最先端半導体の進化に伴うバンプ検査の需要増に対応した製品の投入
- ◆拡販に向けた国内外顧客の探索、拡大

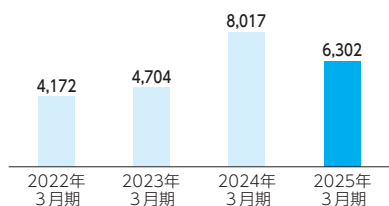
(5) 財産及び損益の状況

	第 10 期 2022年 3 月 期	第 11 期 2023年 3 月 期	第 12 期 2024年 3 月 期	第 13 期 (当連結会計年度) 2025年 3 月 期
売 上 高 (百万円)	91,936	97,752	107,378	106,624
経 常 利 益 (百万円)	4,172	4,704	8,017	6,302
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	3,279	2,919	4,668	3,824
1 株当たり当期純利益 (円)	203.17	180.78	290.29	238.37
総 資 産 (百万円)	100,242	106,322	116,627	113,652

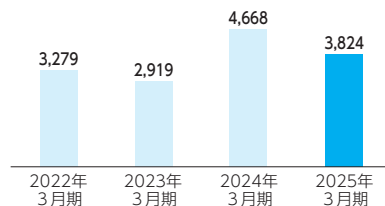
■ 売上高 (単位：百万円)



■ 経常利益 (単位：百万円)



■ 親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



(6) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
タカオカエンジニア リング株式会社	310百万円	100.0%	電気工事・電気通信工事施工
タカオカ化成 工業株式会社	50百万円	100.0%	高分子応用電気製品・部品の製造販売
東光器材株式会社	10百万円	100.0%	電気機器類の製造修理
ワットライン サービス株式会社	30百万円	100.0%	運送、物流管理、特高変成器・電力メ ーター設置工事
蘇州東光優技 電気有限公司	5,520千米ドル	74.3%	各種変成器の製造販売
東光東芝メーター システムズ株式会社	100百万円	51.0%	計器の開発及び製造販売
株式会社ミントウェーブ	50百万円	100.0%	シンククライアントシステムの製造販 売、コンピュータソフトウェアの開発 受託

(注) 連結子会社は上記の7社であります。

③事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

セグメント区分	主 要 な 事 業 内 容
電 力 機 器 事 業	変圧器、開閉装置、開閉器、監視制御システム、配電用制御機器、セキュリティ監視・制御装置、伝送システム機器等の製造販売、電気設備工事、空調設備工事の請負等
計 量 事 業	変成器・各種計器の製造販売、計器失効替工事等の請負等
G Xソリューション事業	エネルギー計測・制御機器、電気自動車用急速充電器、組込みソフトウェア、シンククライアントシステム等の製造販売、スマートグリッド事業、PPP/PFI事業等
光応用検査機器事業	三次元検査装置等の製造販売
その他の事業	賃貸ビル等の不動産賃貸等

(8) 主要な拠点等

① 当社

区 分	所 在 地
本 社	東京都江東区豊洲五丁目6番36号
支 社	東北（宮城県仙台市） 関西（大阪府大阪市） 中部（愛知県名古屋市） 九州（福岡県福岡市）
営 業 所	北関東（栃木県小山市） 新潟（新潟県新潟市） 中国（広島県広島市） 横浜（神奈川県横浜市） 北海道（北海道札幌市） 四国（香川県高松市）
事 業 所	小山（栃木県小山市） 上野（東京都台東区） 名古屋（愛知県あま市） 蓮田（埼玉県蓮田市） 浜松（静岡県浜松市）
海外駐在員事務所	フィリピン駐在員事務所（フィリピン共和国 マニラ首都圏 マカティ市） ハノイ駐在員事務所（ベトナム社会主義共和国 ハノイ市）

② 子会社

会 社 名	所 在 地
タカオカエンジニアリング株式会社	東京都千代田区
タカオカ化成工業株式会社	愛知県あま市
東光器材株式会社	埼玉県蓮田市
ワットラインサービス株式会社	埼玉県蓮田市
蘇州東光優技電気有限公司	中華人民共和国江蘇省蘇州市
東光東芝メーターシステムズ株式会社	埼玉県蓮田市
株式会社ミントウェーブ	東京都新宿区

(9) 従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
2,547名	26名増

(10) 主要な借入先

借入先	借入金額
株式会社三井住友銀行	748百万円
株式会社みずほ銀行	685百万円
株式会社りそな銀行	411百万円
株式会社三菱UFJ銀行	265百万円
株式会社日本政策投資銀行	262百万円
株式会社常陽銀行	211百万円

2 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 40,000,000株

(2) 発行済株式の総数 16,214,385株
(自己株式61,920株を除く。)

(3) 株主数 10,611名

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
東京電力パワーグリッド株式会社	5,671,260株	34.97%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,454,200株	8.96%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	738,100株	4.55%
MSIP CLIENT SECURITIES	309,978株	1.91%
東光高岳従業員持株会	280,598株	1.73%
RE FUND 107 – CLIENT AC	258,798株	1.59%
大樹生命保険株式会社	209,700株	1.29%
明治安田生命保険相互会社	200,000株	1.23%
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	169,645株	1.04%
株式会社日本カストディ銀行（信託E口）	164,840株	1.01%

(注) 持株比率は、自己株式（61,920株）を控除して計算しております。

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 社 長	一ノ瀬 貴 士	CKO（カイゼン・改革領域） 東光東芝メーターシステムズ株式会社 代表取締役会長
取 締 役 専 務 執 行 役 員	水 本 州 彦	CTO(技術領域)、CQO(品質領域) 品質再構築、品質統括部、資材統括部 担当
取 締 役	金 子 禎 則	東京電力パワーグリッド株式会社 代表取締役社長
取 締 役	三 島 康 博	
取 締 役	植 村 明	
取締役（常勤監査等委員）	若 山 達 也	
取 締 役（監査等委員）	高 田 裕一郎	芝浦メカトロニクス株式会社 社外取締役
取 締 役（監査等委員）	和 田 希志子	ふじ合同法律事務所弁護士 株式会社LisB 社外監査役 株式会社サンドラッグ 社外監査役
取 締 役（監査等委員）	守 谷 誠 二	東京電力ホールディングス株式会社 取締役監査委員会委員長

- (注) 1.取締役 金子禎則、三島康博、植村明、高田裕一郎、和田希志子及び守谷誠二の6氏は、社外取締役であります。
2.当社と東京電力パワーグリッド株式会社との間には電力設備・機器販売等の取引関係があります。
3.当社と芝浦メカトロニクス株式会社、ふじ合同法律事務所、株式会社LisB及び株式会社サンドラッグの間には特別な関係はありません。
4.当社は、社外取締役の全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額であります。
5.当社は、業務執行取締役からの情報収集、重要な社内会議における情報共有及び内部監査部門と監査等委員会との十分な連携により、監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、若山達也氏を常勤監査等委員として選定しております。
6.監査等委員 高田裕一郎氏は、長きにわたり大手金融機関（株式会社三井住友銀行）に在籍した経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7.監査等委員 守谷誠二氏は、東京電力ホールディングス株式会社の最高財務責任者を歴任するなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

8.事業年度中に退任した取締役は以下の通りとなります。なお、森下義人氏は2024年6月27日開催の第12回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任し、鈴木広人氏は2024年10月28日付で辞任により退任いたしました。

退任時の地位	氏名	退任時の担当及び重要な兼職の状況
取締役	森下義人	一般社団法人海外電力調査会常務理事
取締役常務執行役員	鈴木広人	CMO(マーケティング・営業領域) アライアンス・生産拠点改革、支社、光応用検査機器事業本部 担当

9.取締役 三島康博、植村明、高田裕一郎及び和田希志子の4氏は、株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び当社の子会社の取締役、監査役及び執行役員等であります。

当該保険契約は、会社の役員としての業務につき行った行為又は不作為に起因して、保険期間中に損害賠償請求された場合に、それによって被保険者が被る損害（法律上の損害賠償金、争訟費用）を補償対象としております。また、現に損害賠償請求がなされていなくても、損害賠償請求がなされる恐れがある状況が発生した場合に、被保険者がそれらに対応するために要する費用も補償対象としております。

被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、当該保険契約では、被保険者が私的な利益・便宜の供与を違法に得たこと、被保険者の犯罪行為又は被保険者が違法であることを認識しながら行った行為に起因する損害賠償請求等を免責としております。

(3) 当事業年度に係る取締役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針に関する事項

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容についての決定方針（以下、「決定方針」という。）を取締役会の決議により定めており、その概要は以下の通りであります。

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の報酬については、業績連動報酬以外の報酬である金銭固定報酬と業績連動報酬である金銭変動報酬、株式報酬の3つより構成されております。

各地位群（取締役会長、取締役社長、取締役専務執行役員、取締役常務執行役員）毎に金銭基準報酬額を定めており、この基準報酬額の約65%を最低保証額として金銭固定報酬としております。

各地位群（取締役会長、取締役社長、取締役専務執行役員、取締役常務執行役員）毎の報酬構成割合は以下を目安とします。なお、報酬構成割合は業績等の状況に応じて変動いたします。

1) 取締役会長・取締役社長

金銭固定報酬55%:金銭変動報酬30%:株式報酬15%

2) 取締役専務執行役員・取締役常務執行役員

金銭固定報酬60%:金銭変動報酬30%:株式報酬10%

社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬については金銭固定報酬としており、職責に応じて決定しております。

当社は、代表取締役（複数の場合は1名を選定）及び独立社外取締役で構成する指名・報酬委員会を設置しており、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬の算定方法等の見直しに当たっては、予め指名・報酬委員会にて論議のうえ、取締役会による決定の際に指名・報酬委員会の意見を判断の要素としております。

②取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、第8回定時株主総会（2020年6月29日開催）において、年額180百万円以内（うち社外取締役分は年額30百万円以内）と決議されております。同定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は7名（うち社外取締役4名）となります。また、上記報酬額とは別枠で、第11回定時株主総会（2023年6月29日開催）において、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT＝Board Benefit Trust）」（以下「同制度」という。）について、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に付与される1事業年度当たりのポイント数の上限を18,000ポイント、各対象期間（3事業年度）に信託が取得する当社株式数の上限を54,000株として決議されております。同定時株主総会終結時点の同制度の対象となる取締役（監査等委員である

取締役及び社外取締役を除く。)の員数は3名となります。

監査等委員である取締役の報酬等の額は、第8回定時株主総会において、年額78百万円以内と決議されております。同定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名となります。

③取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に係る委任に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬額の配分については、株主総会で決議された報酬年額以内で、取締役会の決議により、一ノ瀬貴士氏にその決定権限を委任しております。同配分を決定した日における同氏の地位及び担当は以下の通りであります。

地位：代表取締役社長

担当：CKO（カイゼン・改革領域）

当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の担当領域や職責の評価を行うには代表取締役が最も適しているため、同氏に同権限を委任しております。

同権限が同氏によって適切に行使されるように、同配分について同氏より指名・報酬委員会に対して、報酬総額（最大値）の算定結果の報告を行うとともに、各個人の業績評価、配分額について指名・報酬委員会の諮問を受けた上で決定しております。

上記手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会は個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④業績連動報酬等に関する事項

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の報酬について、金銭基準報酬額の金銭固定報酬以外の約35%の変動部分を業績連動報酬である金銭変動報酬とし、各事業年度における計画の着実な達成、収益の拡大といった短期インセンティブとなることを目的として、全社業績及び個人業績の結果に応じて増減させる仕組みとしております。

上記目的の達成のため、全社業績部分については、連結売上高、連結営業利益、親会社株主に帰属する当期純利益を業績指標として選定しており、当初計画及び前年度に対する業績指標の増減に応じて算出しております。

個人業績部分については、取締役各個人が設定した業績目標に対する業績評価に基づき算出しております。

また、金銭変動報酬以外の業績連動報酬として、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT=Board Benefit Trust）」を導入しており、その内容については⑤非金銭報酬等の内容に記載の通りであります。

当事業年度における業績連動報酬等に係る業績指標である連結売上高、連結営業利益、親会社株主に帰属する当期純利益の実績は以下の通りであります。

連結売上高：106,624百万円
連結営業利益：6,094百万円
親会社株主に帰属する当期純利益：3,824百万円

⑤非金銭報酬等の内容

株式報酬については、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT＝Board Benefit Trust）」（以下、「同制度」という。）を導入しております。

同制度は、当社が拠出する金銭を原資として、当社株式が信託（以下、同制度に基づき設定されている信託を「同信託」という。）を通じて取得され、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の退任時に当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」という。）が同信託を通じて給付される制度であります。

各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき、役位（取締役会長、取締役社長、取締役専務執行役員、取締役常務執行役員）、対前年比業績指標により算出される係数により定まる数のポイントを付与し、付与されたポイントは当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算いたします。

業績指標については連結売上高、連結営業利益、親会社株主に帰属する当期純利益を選定しており、毎年 of 付与ポイントが増減することにより、収益の拡大といった短期のインセンティブと、株価上昇を目指す中長期のインセンティブとなることを目的とした制度であります。

当事業年度における同制度に係る業績指標である連結売上高、連結営業利益、親会社株主に帰属する当期純利益の実績は④業績連動報酬等に関する事項に記載の通りであります。

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に交付予定の株式の数は、株主総会参考書類 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件に記載の通りであります。

⑥取締役の報酬等の総額

区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		金銭固定報酬	業績連動報酬等		
			金銭変動報酬	株式報酬 (非金銭報酬等)	
取締役（監査等委員である取締役を除く。） （うち社外取締役）	105百万円 (21百万円)	67百万円 (21百万円)	25百万円 (一)	12百万円 (一)	8人 (4人)
監査等委員である取締役 （うち社外取締役）	37百万円 (18百万円)	37百万円 (18百万円)	—	—	5人 (3人)

（注）報酬等の種類別の総額のうち非金銭報酬等については、業績連動型株式報酬制度による当事業年度の費用計上額であります。

(4) 社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取締役	金子 禎則	当期に開催された取締役会16回のうち15回に出席しております。東京電力パワーグリッド株式会社の代表取締役社長であり、電力業界に関する高い専門性、海外における事業展開も含めた企業経営者としての豊富な経験・幅広い知見等を有することから、これらに基づく経営に対する助言・監督を役割として期待し、社外取締役として選任しております。取締役会では、経営計画の達成に向けた経営管理・事業運営に関する事項などについて、上記の専門性等に基づく発言を行っております。
取締役	三島 康博	当期に開催された取締役会16回全てに出席しております。フタバ産業株式会社の代表取締役社長を歴任するなど、海外における事業展開も含めた製造業の企業経営者としての豊富な経験・幅広い知見等を有することから、これらに基づく経営に対する助言・監督を役割として期待し、社外取締役として選任しております。取締役会では、経営計画の達成に向けた経営管理・事業運営に関する事項などについて、上記の経験等に基づく発言を行っております。 また、当期に開催された指名・報酬委員会7回全てに出席しており、役員の指名・報酬に関する事項について、上記の経験等に基づく発言を行っております。 生産性向上と品質改善に向けた取り組みであるカイゼン活動の指導会にも出席しており、上記の経験等に基づく発言を行っております。
取締役	植村 明	当期に開催された取締役会16回全てに出席しております。日本証券テクノロジー株式会社の代表取締役社長を歴任するなど、IT業界に関する高い専門性、企業経営者としての豊富な経験・幅広い知見等を有することから、これらに基づく経営に対する助言・監督を役割として期待し社外取締役として選任しております。取締役会では、経営計画の達成に向けた経営管理・事業運営に関する事項などについて、上記の専門性等に基づく発言を行っております。 また、当期に開催された指名・報酬委員会7回全てに出席しており、役員の指名・報酬に関する事項について、上記の経験等に基づく発言を行っております。

区 分	氏 名	主な活動状況
取締役 (監査等委員)	高田 裕一郎	当期に開催された取締役会16回全てに出席し、また、当期に開催された監査等委員会17回全てに出席しております。さくら情報システム株式会社の代表取締役会長を歴任するなど、企業経営に関する豊富な経験・幅広い知見等を有し、また、長きにわたり金融機関に在籍し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有することから、これらに基づく経営に対する助言・監査・監督を役割として期待し、社外取締役として選任しております。取締役会では、経営計画の達成に向けた経営管理・事業運営や財務戦略に関する事項などについて、上記の経験等に基づく発言を行っております。 また、当期に開催された指名・報酬委員会7回全てに出席しており、役員の指名・報酬に関する事項について、上記の経験等に基づく発言を行っております。 当期に開催された会計監査人と監査等委員会とのミーティング4回全てに出席しており、会計監査人の適切な評価に向けて、会計上の手続きに関する事項などについて、上記の経験等に基づく発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	和田 希志子	当期に開催された取締役会16回全てに出席し、また、当期に開催された監査等委員会17回全てに出席しております。弁護士としての豊富な経験・法律に関する幅広い知見等を有し、また、東芝プラントシステム株式会社の取締役を歴任するなど、企業経営者としての経験と豊富な知見を有することから、これらに基づく経営に対する助言・監査・監督を役割として期待し、社外取締役として選任しております。取締役会では、コンプライアンスに関する事項などについて、上記の経験等に基づく発言を行っております。 また、当期に開催された指名・報酬委員会7回全てに出席しており、役員の指名・報酬に関する事項について、上記の経験等に基づく発言を行っております。 当期に開催された会計監査人と監査等委員会とのミーティング4回全てに出席しており、会計監査人の適切な評価に向けて、会計上の手続きに関する事項などについて、上記の経験等に基づく発言を行っております。

区 分	氏 名	主な活動状況
取締役 (監査等委員)	守谷 誠二	2024年6月27日付で取締役監査等委員に就任し、それ以降に開催された取締役会12回全てに出席し、また、就任以降に開催された監査等委員会14回全てに出席しております。東京電力ホールディングス株式会社の取締役監査委員会委員長を務めるなど、企業経営・監査全般に関する経験と豊富な知見を有するとともに、同社の最高財務責任者を歴任するなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有することから、これらに基づく経営に対する助言・監査・監督を役割として期待し、社外取締役として選任しております。取締役会では、経営計画の達成に向けた経営管理・事業運営や財務戦略に関する事項などについて、上記の経験等に基づく発言を行っております。 就任以降に開催された会計監査人と監査等委員会とのミーティング3回全てに出席しており、会計監査人の適切な評価に向けて、会計上の手続きに関する事項などについて、上記の経験等に基づく発言を行っております。

(注) 変成器類の一部製品における不適切事案（2024年5月14日公表）及び品質に係る総点検調査結果（2024年9月19日公表）において公表した一連の不適切事案について、社外取締役の各氏（なお、守谷誠二氏の取締役就任（2024年6月27日付）は、変成器類の一部製品における不適切事案（2024年5月14日公表）の公表後となります）は、各事案が判明するまで各事案を認識しておりませんでした。以前から取締役会等においてコンプライアンスの観点から発言を行っており、各事案の判明後は、お客さま対応に関する適正性、妥当性について取締役会等において意見表明を行ったほか、各々の経験、知識をもとに、品質・コンプライアンス面におけるガバナンスの強化策について積極的かつ建設的な意見を述べ、当社が2024年10月28日付で公表した「SQCファースト改革」の策定にも尽力し、再発防止に向けた適切な処置を講ずることを求めるなど、その職責を果たしております。

4 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

アーク有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当社の会計監査人としての報酬等の額

52百万円

②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

52百万円

- (注) 1. 監査等委員会は、過年度の会計監査人の職務遂行状況及び監査報酬の推移を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意しております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記①及び②の金額には金融商品取引法に基づく監査報酬等の額を含めております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査等委員会による会計監査人の解任のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と監査等委員会が判断した場合に、会計監査人の解任又は不再任に関する議題を株主総会に提案するものとします。

5 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下の通りであります。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役会は、法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための「東光高岳グループ企業行動憲章」を定める。取締役はこれを率先して実践するとともに、従業員がこれを遵守するよう監督する。また「企業倫理・コンプライアンス規程」及び「企業倫理委員会」により、コンプライアンスの徹底を図る。
- (2) 取締役会は、法令及び定款に従い、重要な職務執行について審議・決定するとともに、取締役から定期的に、また必要に応じて職務執行の状況の報告を受けること等により、取締役の職務執行を監督する。
- (3) 取締役会の機能を補佐し、効率的かつ適切な意思決定を図るため、常勤の取締役を中心に構成する経営会議を設置する。経営会議は原則として毎週1回、または必要に応じて開催し、経営の重要事項について審議する。
- (4) 取締役は、法令及び定款に適合した適正な経営判断を行うため、常に十分な情報の収集に努める。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役の職務執行に係る取締役会議事録や稟議書等の保存及び管理については、法令及び社内規程に従い文書または電子媒体に記録・保存し、適切に管理する。
- (2) 取締役は、常時これらの文書を閲覧できるものとする。

3. 当社のリスク管理に関する規程その他の体制

- (1) 取締役は、当社及びグループ会社の事業全般に関するリスクを定期的に、または必要に応じて把握・評価し、重大な損失の発生防止に努める。また「リスク管理規程」により、グループ全体のリスク管理に適切に対応する。
- (2) 経営に重大な影響を及ぼすおそれのあるリスクについては、社長を委員長とする「リスク管理委員会」において、リスクの未然防止に努めるとともに、万一事象が発生した場合には、経営に及ぼす影響が最小限となるよう迅速かつ的確に対応する。

- (3) リスク管理体制の有効性については、内部監査部が定期的にまた必要に応じて監査し、その結果を経営会議に報告する。取締役は、監査結果を踏まえ、必要な改善を図る。

4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役は、効率的な業務運営のために、経営上の重要事項について取締役会その他経営会議において適宜審議・決定する。
- (2) 取締役会その他経営会議において審議・決定された経営上の重要事項については、その進捗状況等について経営会議へ報告し、必要に応じて取締役会へ報告する。
- (3) 経営と執行の分離及び意思決定の迅速化を図るため、執行役員制度を採用し、取締役会において各執行役員の業務分担を決定する。
- (4) 職制及び業務分掌等を定めた「組織規程」により、業務の執行を組織的かつ効率的に実施する。

5. 当社の従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役は、全ての従業員が「東光高岳グループ企業行動憲章」を遵守するよう、その徹底と定着を図る。
- (2) コンプライアンス違反の早期発見と是正を図るため内部通報に関する社内規程を整備し、適正に運用する。法令や企業倫理上の問題を匿名で相談できる「企業倫理相談窓口」を設置し、寄せられた事案については、迅速かつ適切に対応する。
- (3) 業務の適正を確保するため「内部監査部」を設置する。内部監査部は、定期的にまた必要に応じて従業員の職務執行状況について監査し、その結果を経営会議に報告する。取締役は、監査結果を踏まえ必要な改善を図る。

6. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ. グループ会社の取締役及び従業員等の業務執行に係る事項の当社への報告に関する体制
グループ会社の経営に関する重要事項は、当社取締役会または経営会議において報告・審議を行うとともに、「グループ会社管理規程」により、グループ会社は業務執行について定期的に報告する。
- ロ. グループ会社のリスク管理に関する規程その他の体制
グループ大の「リスク管理規程」により、グループ会社のリスク管理に適切に対応する。また、グループ会社の経営に重大な影響を及ぼす恐れのあるリスクについては、当社の「リスク管理委員会」において、リスクの未然防止に努めるとともに、万一事象が発生した場合には、経営に及ぼす影響が最小限となるよう迅速かつ的確に対応する。

ハ. グループ会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社取締役とグループ会社取締役が意見交換を行うこと等により、グループ会社の経営状況を把握し、グループにおける経営課題の共有と解決に努める。

二. グループ会社の取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 「東光高岳グループ企業行動憲章」にグループとして目指すべき方向性及び目標等を示し、グループ全体で業務の適正確保及びコンプライアンスへの取り組みを推進する。
- (2) グループ会社の取締役及び従業員が「企業倫理相談窓口」を利用できる環境を整えるとともに、当社の内部監査部は、グループ会社の業務が適正に執行されているかどうかについて、定期的または必要に応じて監査を実施する。

7. 監査等委員会を補助すべき従業員等に関する体制及びその従業員等の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項

- (1) 取締役は、監査等委員会を補助する従業員等を配置する。
- (2) 上記（1）の監査等委員会を補助する従業員等は、監査等委員会の指揮命令に服するものとし、その人事に関する事項については、事前に監査等委員会の同意を得る。

8. 監査等委員会を補助する従業員等に対する監査等委員会の指示の実効性に関する事項

監査等委員会を補助する従業員等が取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を維持・継続できる体制を構築する。

9. 監査等委員会への報告に関する体制

イ. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び従業員が監査等委員会に報告するための体制

取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び従業員は、「リスク・危機に関わる情報伝達マニュアル」により、会社に重大な影響を与える問題については、直ちに監査等委員会に報告するとともに、監査等委員会の求める事項について必要な報告を行う。

ロ. グループ会社の取締役及び従業員等が監査等委員会に報告するための体制

グループ会社の取締役及び従業員は、職務執行に関し、重大な法令・定款違反または東光高岳グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知った時は、グループ大の「リスク・危機に関わる情報伝達マニュアル」により、遅滞なく監査等委員会へ報告する。

10. 報告した者が当該報告したことを理由に不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員会等へ報告したことを理由に、不利益な取扱いを受けることのないよう、「企業倫理・コンプライアンス規程」及び「ジョブヘルプライン規程」により、通報者への保護・守秘義務等を確保する。

11. 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員が職務を執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）する上で必要とする費用の前払や償還等、費用処理に係る手続きを定める。

12. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役は、監査等委員が取締役会、その他の重要な会議に出席し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び従業員と定期的に意見の交換を行う体制を整備する。また、会計監査人及び内部監査人が監査等委員会と連携を図るための環境を整える等、監査等委員会の監査の実効性を確保する。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当連結会計年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下の通りであります。

1. 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・企業倫理コンプライアンス規程に基づき、企業倫理強化月間を設けることなどにより、企業行動憲章の徹底を図るとともに、企業倫理コンプライアンス意識の向上に努めております。なお、当連結会計年度は、より一層のコンプライアンスの徹底、企業行動憲章実践の徹底等を図るため、経営理念の再構築の検討および行動指針の改定を行いました。
- ・取締役会に関する事項については、法令・定款のほか取締役会規則にて定める旨を定款により規定しており、当該取締役会規則にて決議事項・報告事項を明確に定めております。取締役会は、取締役会規則に則り重要な業務執行について審議・決定するとともに、取締役から職務執行状況の報告を受けること等により、取締役の職務執行について監督しております。なお、当連結会計年度については、16回の取締役会を開催しました。
- ・取締役会における重要な職務執行についての審議・決定を補佐及び取締役会決議事項に満たないもののうち重要な事項の審議を行うため、経営会議を設置しており、当連結会計年度については経営会議を73回開催いたしました。

- ・取締役に対して、経営会議議題について、取締役会にて報告することに加えて、取締役懇談会、社外取締役意見交換会、取締役と会計監査人との連携の場を設けております。
- ・ジョブヘルプライン規程に基づき設置した企業倫理相談窓口にて従業員から受け付けた相談については、通報者が不利な取り扱いを受けないことも含め、適切に対応しております。なお、当連結会計年度よりリスク・コンプライアンス統括部を新設するとともに、相談窓口の信頼性を高めその利用を一層促す施策を実施しております。
- ・内部監査部は内部監査計画や監査結果について経営会議に報告をしております。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役の職務執行に係る取締役会議事録、稟議書等の重要文書については、取締役会規則、稟議規程、文書管理規程等に従い作成・保存することで適切に管理しております。なお、当連結会計年度において重要文書の保存・管理をより徹底するために、関係諸規程の運用を強化しました。
- ・当該重要文書については、文書管理部門が役員の求めに応じて適宜閲覧に供せる状態を確保しております。

3. 当社のリスク管理に関する規程その他の体制

- ・経営上重要なリスクに関しては、リスク管理委員会にて審議した内容を経営会議に報告しております。認識されたリスクに関しては、それぞれのリスクについて管轄する部門の計画に反映して管理することで重大な損失の発生防止に努めております。
また、万一経営に重大な影響を及ぼす恐れのある事象が発生した場合は、その影響を最小限とするようリスク対策本部を立上げ迅速かつ的確に対応いたします。
なお、変成器類の一部製品における不適切事案（2024年5月14日公表）および品質に係る総点検調査等で判明した不適切事案（2024年9月19日公表）については、リスク対策本部において、当該事案の過去に遡っての事実確認調査、お客様対応、社外公表、真因究明、再発防止策の立案をするなど、影響を最小化すべく適切に対応いたしました。
当該事案への対応に関し、業務執行取締役、CRO及び常勤監査等委員はリスク対策本部及び経営会議にて事前に協議を行い、その協議の結果を取締役会等に報告するにあたり、社外取締役に対しては事前に説明を行うなど円滑な情報提供を実施しました。取締役会等では、リスク対策本部及び経営会議にて協議された当該事案への対応の適正性、妥当性に関する意見が各取締役から表明され、その意見を踏まえ対応の見直しが行われるなど、取締役の監視・監督機能が十分かつ適正に発揮されました。
今後、不適切事案等に関する調査・検証委員会の報告内容などを踏まえ、内部統制システムの運用をより充実させてまいります。なお、今年度においてリスク管理規程を改定し、リス

ク対策本部の目的・役割等の明確化、有事対応における計画性確保のルールや俯瞰的検討を行う者の明確化など、有事対応のあり方の見直しを行いました。

4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役会規則、経営会議規程、職務権限規程により、決議・協議すべき事項を定めており、効率的な業務運営を行っております。
- ・重要決定事項の進捗報告については、原則として毎月1回開催される取締役会にて、業務執行状況の報告を行うとともに、取締役会・経営会議にて、指示・意見のあったものについては、実施時期・進捗等含めて適切に管理しております。
- ・経営と執行の分離及び意思決定の迅速化を図るため、執行役員制度を採用しております。執行役員及び重要な使用人については取締役会にて各々に対する委嘱事務しております。執行役員及び重要な使用人については取締役会にて各々に対する委嘱事務（ＣＸＯの任命を含む）を決議し、職務権限規程により、その権限を明確化することで迅速に業務を執行しております。
- ・組織体制が中期経営計画または事業計画の達成と効率的な業務執行につながるかについて常に検証し、必要に応じて、体制の見直しを機動的に行っております。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・グループ会社管理規程により、グループ会社における重要事項の決定にあたって、事前に当社と協議すべき事項及び報告すべき事項を定めており、当連結会計年度については、23件の事前協議事項等を取締役会または経営会議で決議・報告しております。
また、当社が株式を直接保有する子会社については、取締役・監査役をそれぞれ1名以上派遣しており、子会社の業務執行等について監視監督しております。
- ・中期経営計画・事業計画のヒアリングやグループ会社からの月次報告等を通して、グループ会社の経営状況及び課題を認識し、適切に対応しております。

6. 監査等委員会の機能発揮に関する体制

- ・監査等委員会に関する業務等を補助する要員を置いております。
- ・重大な法令定款違反については、リスク・危機に関わる情報伝達マニュアルにより、遅滞なく監査等委員会へ報告しております。
- ・監査等委員会は、取締役及び従業員より、その他監査等委員会監査に必要となる情報の提供を適宜受けております。
- ・監査等委員は取締役会その他重要な会議に出席し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員及び従業員と定期的に意見交換を行っております。

- ・ 監査等委員会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して、監査計画及び監査の結果について、取締役会にて報告しており、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は当該報告を受けて、監査等委員会監査に必要な協力を行っております。

計算書類等

連結貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	70,255	流 動 負 債	27,025
現 金 及 び 預 金	13,432	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	13,371
受 取 手 形	170	電 子 記 録 債 務	91
電 子 記 録 債 権	2,008	短 期 借 入 金	1,910
売 掛 金	23,355	未 払 金	1,380
契 約 資 産	2,540	未 払 費 用	2,126
商 品 及 び 製 品	2,823	未 払 法 人 税 等	650
仕 掛 品	16,287	契 約 負 債	3,788
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	8,082	賞 与 引 当 金	2,081
そ の 他	1,785	そ の 他	1,623
貸 倒 引 当 金	△231	固 定 負 債	20,170
固 定 資 産	43,396	長 期 借 入 金	1,800
有形固定資産	36,009	長 期 預 り 金	727
建 物 及 び 構 築 物	10,197	繰 延 税 金 負 債	1,514
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	2,448	修 繕 引 当 金	1,401
工 具、器 具 及 び 備 品	1,062	環 境 対 策 引 当 金	76
土 地	20,488	製 品 保 証 引 当 金	2,602
建 設 仮 勘 定	1,812	役 員 株 式 給 付 引 当 金	162
無形固定資産	1,984	退 職 給 付 に 係 る 負 債	11,831
ソ フ ト ウ ェ ア	590	そ の 他	53
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定	85	負 債 合 計	47,195
そ の 他	1,309	(純 資 産 の 部)	
投資その他の資産	5,402	株 主 資 本	59,749
投 資 有 価 証 券	1,359	資 本 金	8,000
長 期 貸 付 金	98	資 本 剰 余 金	7,408
繰 延 税 金 資 産	1,351	利 益 剰 余 金	44,771
退 職 給 付 に 係 る 資 産	1,722	自 己 株 式	△430
そ の 他	870	その他の包括利益累計額	1,217
資 産 合 計	113,652	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	362
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	9
		為 替 換 算 調 整 勘 定	523
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	322
		非支配株主持分	5,488
		純 資 産 合 計	66,456
		負債及び純資産合計	113,652

連結損益計算書 (自2024年4月1日 至2025年3月31日)

(単位：百万円)

科 目					金	額
売上	上	高				106,624
売上	上	原	利	益		81,159
販売費	及び	総	管	理		25,465
営業	業	外	収	益		19,370
営業	業	外	収	益		6,094
受取	配	利	息		4	
受取	配	当	金		48	
為替	替	差	益		31	
設備	賃	貸	料		77	
電力	販	売	収		57	
受取	保	除	金		2	
持分	法	に	よ	る	46	
そ	の	投	資	利	53	
営業	外	費	用			320
支払	利	息			46	
電力	販	売	費		26	
寄附	の	金			16	
経常	利	益			23	
経常	利	益				112
特別	利	益				6,302
固定	資	産	売	却	5	
投資	有	価	証	券	66	
関係	会	社	株	式	24	
特別	損	失				97
固定	資	産	廃	棄	59	
関係	会	社	出	資	22	
耐震	工	事	関	連	139	
ゴルフ	会	員	権	評	0	
税金	等	調	整	前		221
税金	等	調	整	前		6,177
法人	税	及	び	事	1,731	
法人	税	等	調	整	166	
当期	純	利	益			1,897
当期	純	利	益			4,280
非支配株主に	帰	属	す	る		456
親会社株主に	帰	属	す	る		3,824

連結株主資本等変動計算書 (自2024年4月1日 至2025年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計	
当 期 首 残 高	8,000	7,408	41,920	△454	56,874	
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当			△972		△972	
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			3,824		3,824	
自 己 株 式 の 取 得				△1	△1	
自 己 株 式 の 処 分				25	25	
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)						
当 期 変 動 額 合 計	—	—	2,851	23	2,875	
当 期 末 残 高	8,000	7,408	44,771	△430	59,749	

	その他の包括利益累計額					非 支 配 株 主 持 分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に 係る調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当 期 首 残 高	391	30	452	501	1,375	5,588	63,839
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△972
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益							3,824
自 己 株 式 の 取 得							△1
自 己 株 式 の 処 分							25
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	△28	△20	70	△178	△157	△100	△257
当 期 変 動 額 合 計	△28	△20	70	△178	△157	△100	2,617
当 期 末 残 高	362	9	523	322	1,217	5,488	66,456

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社の数 7社

連結子会社の名称

タカオカエンジニアリング(株)、タカオカ化成工業(株)、東光器材(株)、ワットラインサービス(株)、蘇州東光優技電気有限公司、東光東芝メーターシステムズ(株)、(株)ミントウェーブ

(2) 非連結子会社の名称等

非連結子会社の名称

高岳電設(株)

なお、前連結会計年度において、非連結子会社であった東光高岳コリア(株) (2025年2月にシティエレクトリック(株)に社名変更) は、当連結会計年度において株式の一部を譲渡したことに伴い、非連結子会社から除外し持分法非適用関連会社を含めておりません。

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の名称等

主要な会社等の名称

(関連会社)

持分法を適用した関連会社の数 1社

Applied Technical Systems Joint Stock Company

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

主要な会社等の名称

(非連結子会社)

高岳電設(株)

(関連会社)

シティエレクトリック(株)、他2社

なお、前連結会計年度において、持分法非適用関連会社であった撫順高岳開閉器有限公司は、当連結会計年度において持分の全てを譲渡したことに伴い、関連会社から除外しております。

持分法を適用していない理由

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社については、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 持分法の適用の手続きについて特に記載する必要があると認められる事項

持分法を適用しているApplied Technical Systems Joint Stock Companyの事業年度末日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、蘇州東光優技電気有限公司の事業年度末日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

その他の連結子会社の事業年度末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

1. 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

2. その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

③ 棚卸資産の評価基準及び評価方法

主として総平均法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）のほか、製品・仕掛品の受注生産によるものは個別法を主に採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は、主として定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法）を採用し、在外連結子会社については主として定額法を採用しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産についてはリース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

金銭債権の貸倒損失に備えて、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 製品保証引当金

販売した製品のアフターサービス及び無償補修費用に充てるため、個別見積に基づいて補修費用等の見込額を計上しております。

④ 修繕引当金

賃貸ビルにおける将来の定期的な修繕に要する支出に備えるため、合理的に見積った修繕額のうち、当連結会計年度に負担すべき金額を計上しております。

⑤ 環境対策引当金

保管するＰＣＢ廃棄物等の処理費用の支出に備えるため、当連結会計年度末においてその金額を合理的に見積ることができる処理費用については、翌連結会計年度以降に発生が見込まれる金額を引当計上しております。

⑥ 役員株式給付引当金

役員株式給付規程に基づく当社の取締役等への当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、主に受変電・配電設備、監視制御装置、計量機器、エネルギー計測・制御機器、電気自動車用急速充電器、三次元検査装置、シンクライアントシステム、組込みソフトウェア等の製造・販売を行っており、製品を顧客に納入する義務を負っております。

製品の販売は、顧客の指定する場所に据付が完了した時点あるいは顧客による検収が行われた時点で製品の支配が顧客に移転し履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。なお、製品本体と据付工事は相互関連性が高いと判断し、原則として単一の履行義務として識別しております。ただし、据付工事を伴わない国内の製品販売において、出荷時から製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

顧客の個別仕様にに基づく個別受注品は、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しており、その進捗度は、原則として発生したコストに基づくインプット法により測定しております。ただし、完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合には、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

(5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。

なお、振当処理の要件を満たしている為替予約等については振当処理に、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

② 退職給付に係る資産及び退職給付に係る負債の計上基準

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債として計上し、年金資産の額が退職給付債務を超える場合には退職給付に係る資産として投資その他の資産に計上しております。

数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

(表示方法の変更)

連結損益計算書

前連結会計年度において営業外費用の「その他」に含めておりました「寄付金」（前連結会計年度11百万円）については、重要性が高まったため、当連結会計年度においては区分掲記しております。

(会計上の見積りに関する注記)

製品保証引当金

・見積りの内容

製品保証引当金は、当社グループが販売した製品について点検、修理、部品の取替などのアフターサービスに要する費用を製品の種類又は個別の案件ごとに計上しており、不適切な案に係る費用も一部含まれております。アフターサービスに要する費用は直近の状況や作業の進捗に応じて適宜、見直しを行っております。

・科目名及び当連結会計年度計上額

科目名	金額（百万円）
製品保証引当金	2,602

・その他見積りの内容に関する理解に資する情報

当該見積りは、過去の実績やアフターサービスの範囲を基に金額を算定しておりますが、新たな事象の発生によってアフターサービスの範囲が大きく拡大し、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。なお、偶発債務の注記に記載しましたとおり、不適切事案に係る費用のうち、現時点で見積もることが困難な費用については引当金の計上を行っておりません。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産

建物	61百万円
土地	260百万円
計	321百万円

上記は、工場財団根抵当権（極度額1百万円）に対する担保提供であります。

2. 有形固定資産の減価償却累計額

55,308百万円

3. 偶発債務

一連の不適切事案に係るお客さまとの協議の結果により、将来の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす費用が発生する可能性があります。現時点でその影響額を合理的に見積もることが困難な費用については、当連結会計年度の連結計算書類には反映しておりません。

(連結損益計算書に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益

顧客との契約から生じる収益の金額は、(収益認識に関する注記)に記載しております。

2. 関係会社株式売却益

東光高岳コリア(株)（2025年2月にシティエレクトリック(株)に社名変更）の株式を一部譲渡したことに伴い、関係会社株式売却益24百万円を計上しております。

3. 関係会社出資金売却損

撫順高岳開閉器有限公司の持分を譲渡したことに伴い、関係会社出資金売却損22百万円を計上しております。

4. 耐震工事関連費用

小山事業所の耐震工事に伴い発生した費用等であります。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び株式数

普通株式 16,276,305株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年6月27日 定時株主総会	普通株式	567	35.00	2024年3月31日	2024年6月28日
2024年10月28日 取締役会	普通株式	405	25.00	2024年9月30日	2024年12月2日

(注) 1. 2024年6月27日開催の定時株主総会決議による配当金の総額には、(株)日本カストディ銀行（信託E□）が保有する当社株式に対する配当金6百万円が含まれております。

(注) 2. 2024年6月27日開催の定時株主総会決議による1株当たり配当額には、特別配当10.00円が含まれております。

(注) 3. 2024年10月28日開催の取締役会決議による配当金の総額には、(株)日本カストディ銀行（信託E□）が保有する当社株式に対する配当金4百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の 総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年6月27日 定時株主総会	普通株式	405	利益剰余金	25.00	2025年3月31日	2025年6月30日

(注) 2025年6月27日開催の定時株主総会決議による配当金の総額には、(株)日本カストディ銀行（信託E□）が保有する当社株式に対する配当金4百万円が含まれております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産で運用し、また、資金調達については主に銀行借入により調達しております。

受取手形、売掛金及び電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、与信調査を行うことによってリスク低減を図っております。

また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金等（長期）であり、一部の長期借入金については金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。なお、デリバティブは社内規定に従い行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額（＊１）	時価（＊１）	差額
(1) 投資有価証券（＊３）	740	740	—
(2) 長期貸付金	98	100	1
(3) 長期借入金（＊４）	(2,800)	(2,742)	57
(4) 長期預り金	(727)	(704)	23
(5) デリバティブ取引（＊５）	13	13	—

(＊１) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(＊２) 「現金及び預金」「受取手形」「電子記録債権」「売掛金」「短期貸付金」「支払手形及び買掛金」「電子記録債務」「短期借入金」「未払金」「未払費用」「未払法人税等」については、現金または短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(＊３) 市場価格のない株式等は、(1)投資有価証券には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下の通りであります。

区分	当連結会計年度（百万円）
非上場株式	618

(＊４) １年以内に返済予定の長期借入金を含めております。

(＊５) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は、純額で表示しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	740	—	—	740
デリバティブ取引				
通貨関連	—	13	—	13
資産計	740	13	—	754

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期貸付金	—	100	—	100
資産計	—	100	—	100
長期借入金	—	2,742	—	2,742
長期預り金	—	704	—	704
負債計	—	3,446	—	3,446

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は取引所の相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。為替予約の時価は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期貸付金

長期貸付金の時価については、元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。

なお、長期借入金には1年以内に返済予定の長期借入金を含めております。

長期預り金

長期預り金の時価については、その将来キャッシュ・フローを返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、東京都において、賃貸用のビル（土地を含む。）を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時価
7,771	12,500

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度末の時価は、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づいて算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は以下の通りであります。

(単位：百万円)

	電力機器事業	計量事業	GXソリューション 事業	光応用検査機器 事業	その他 (注1)	合計
顧客との契約から 生じる収益	59,878	33,234	10,553	1,979	—	105,646
その他の収益 (注2)	—	—	—	—	978	978

(注1) その他の区分に含まれる事業は、不動産賃貸事業であります。

(注2) その他の収益は、「リース取引に関する会計基準」の範囲に含まれる不動産賃貸収入等であります。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

当社グループは、主に受変電・配電設備、監視制御装置、計量機器、エネルギー計測・制御機器、電気自動車用急速充電器、三次元検査装置、シンクライアントシステム、組込みソフトウェア等の製造・販売を行っており、製品を顧客に納入する義務を負っております。

製品の販売は、顧客の指定する場所に据付が完了した時点あるいは顧客による検収が行われた時点で製品の支配が顧客に移転し履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。なお、製品と据付工事は相互関連性が高いと判断し、原則として単一の履行義務として識別しております。ただし、据付工事を伴わない国内の製品販売において、出荷時から製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

顧客の個別仕様に基づく個別受注品は、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しており、その進捗度は、原則として発生したコストに基づくインプット法により測定しております。ただし、完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合には、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

取引価格の算定は、顧客と約束した製品又はサービスと交換に権利を得ると見込まれる対価で測定しております。また、取引の対価は、支払条件に基づき、履行義務の充足後概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

買戻し契約に該当する有償支給取引において、当社グループが得意先から受ける取引については、得意先への売り戻し時に、加工代相当額のみを純額で収益を認識しております。また、当社グループが支給先に対して行う取引については、支給先に残存する支給品について棚卸資産を引き続き認識するとともに、金融取引として期末棚卸高について「有償支給に係る負債」を認識しております。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

契約資産は、主に発電所や変電所向けの受変電設備に係る販売契約について、期末日時点で部分的に完了しているが未請求である製品販売に係る対価に対する当社グループの権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社グループの権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。当該契約に関する対価は、履行義務の充足後に請求し、概ね1年以内に受領しております。

契約負債は、主に発電所や変電所向けの受変電設備に係る販売契約や一定の期間に渡ってサービスを提供する定期保守メンテナンス契約について、支払条件に基づき顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、1,909百万円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。また、一定の期間に渡ってサービスを提供する定期保守メンテナンス契約に係る履行義務の充足から生じる収益は、収益認識適用指針19項に従って認識しているため注記の対象に含めておりません。

未充足（又は部分的に未充足）の履行義務に配分した取引価額は、当連結会計年度末時点で8,568百万円であります。当該履行義務は、主に発電所や変電所向けの受変電設備の販売契約に関するものであり、履行義務の充足につれて2025年度から2027年度に渡って収益として認識されると見込んでおります。

(1 株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 3,798円71銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 238円37銭 |

(注) 株式給付信託(BBT)に関する(株)日本カストディ銀行(信託E□)が所有する当社株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。(当連結会計年度末164,840株)

また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。(当連結会計年度172,029株)

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

金額の表示の単位

百万円未満の金額は切り捨てて表示しております。

貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	50,442	流 動 負 債	25,526
現 金 及 び 預 金	6,905	電 子 記 録 債 務	29
受 取 手 形	45	買 掛 借 入	7,391
電 子 記 録 債 権	1,330	短 期 掛 借 入	9,910
売 掛 金	18,274	未 払 金	1,040
契 約 資 産	786	未 払 法 人 税 等	1,346
商 品 及 び 製 品	1,201	未 払 消 費 税 等	122
仕 掛 品	13,561	未 契 約 負 債	1,021
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	6,915	預 賞 与 引 当 金	2,970
前 払 費 用	90	そ の 他	148
短 期 貸 付 金	740	固 定 負 債	1,468
そ の 他	822	長 期 借 入 金	77
貸 倒 引 当 金	△231	繰 延 税 金 負 債	16,661
固 定 資 産	43,887	繰 延 税 金 負 債	1,800
有形固定資産	33,612	繰 延 税 金 負 債	727
建 物	8,640	修 繕 引 当 金	1,362
構 築 物	674	退 職 給 付 引 当 金	1,401
機 械 及 び 装 置	1,579	環 境 対 策 引 当 金	9,656
車 両 運 搬 具	21	製 品 保 証 引 当 金	76
工 具、器 具 及 び 備 品	656	員 株 式 の 付 引 当 金	1,440
土 地	20,410	そ の 他	162
建 設 仮 勘 定	1,628	負 債 合 計	42,188
無形固定資産	1,694	(純 資 産 の 部)	
ソ フ ト ウ ェ ア	367	株 主 資 本	51,779
借 地 権	1,302	資 本 金	8,000
そ の 他	25	資 本 剰 余 金	19,204
投資その他の資産	8,580	資 本 準 備 金	2,000
投 資 有 価 証 券	765	そ の 他 資 本 剰 余 金	17,204
関 係 会 社 株 式	5,470	利 益 剰 余 金	25,005
関 係 会 社 出 資 金	456	そ の 他 利 益 剰 余 金	25,005
長 期 貸 付 金	98	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	2,599
前 払 年 金 費 用	1,001	繰 越 利 益 剰 余 金	22,405
そ の 他	789	自 己 株 式	△430
資 産 合 計	94,330	評 価 ・ 換 算 差 額 等	362
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	362
		純 資 産 合 計	52,141
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	94,330

損益計算書 (自2024年4月1日 至2025年3月31日)

(単位：百万円)

科 目		金	額
売上高	74,810		
売上原価	57,379		
売上総利益	17,431		
販売費及び一般管理費	14,136		
営業利益	3,295		
営業外収益			
受取利息及び受取配当金	926		
設備賃貸料	60		
電力販売収益	57		
受取保険金	2		
その他の	85		
営業外費用			
支払利息	117		
電力販売費用	26		
寄付金	16		
その他の	19		
経常利益	179		
特別利益			
固定資産売却益	4		
投資有価証券売却益	66		
関係会社株式売却益	24		
特別損失			
固定資産廃棄損	54		
ゴルフ会員権評価損	0		
関係会社出資金売却損	22		
耐震工事関連費用	139		
税引前当期純利益	215		
法人税、住民税及び事業税	783		
法人税等調整額	219		
当期純利益	3,124		

株主資本等変動計算書 (自2024年4月1日 至2025年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計
					固定資産圧縮積立金	繰越利益剰余金	
当 期 首 残 高	8,000	2,000	17,204	19,204	2,697	20,157	22,854
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当						△972	△972
固定資産圧縮積立金の取崩					△97	97	—
当 期 純 利 益						3,124	3,124
自 己 株 式 の 取 得							
自 己 株 式 の 処 分							
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	△97	2,248	2,151
当 期 末 残 高	8,000	2,000	17,204	19,204	2,599	22,405	25,005

	株 主 資 本		評価・換算差額等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当 期 首 残 高	△454	49,604	390	390	49,995
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△972			△972
固定資産圧縮積立金の取崩		—			—
当 期 純 利 益		3,124			3,124
自 己 株 式 の 取 得	△1	△1			△1
自 己 株 式 の 処 分	25	25			25
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			△28	△28	△28
当 期 変 動 額 合 計	23	2,175	△28	△28	2,146
当 期 末 残 高	△430	51,779	362	362	52,141

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

② 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

③ その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）のほか、製品・仕掛品の受注生産によるものは個別法を主に採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

金銭債権の貸倒損失に備えて、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 製品保証引当金

販売した製品のアフターサービス及び無償補修費用に充てるため、個別見積に基づいて補修費用等の見込額を計上しております。

(4) 修繕引当金

賃貸ビルにおける将来の定期的な修繕に要する支出に備えるため、合理的に見積った修繕額のうち、当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

- ・従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。年金資産の額が退職給付債務から未認識数理計算上の差異を加減した金額を超える場合には、前払年金費用として投資その他の資産に計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日から費用処理しております。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。

- ・未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

(6) 環境対策引当金

保管するPCB廃棄物等の処理費用の支出に備えるため、当事業年度末においてその金額を合理的に見積ることができる処理費用については、翌事業年度以降に発生が見込まれる金額を引当計上しております。

(7) 役員株式給付引当金

役員株式給付規程に基づく当社の取締役等への当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、主に受変電・配電設備、監視制御装置、計量機器、エネルギー計測・制御機器、電気自動車用急速充電器、三次元検査装置、組込みソフトウェア等の製造・販売を行っており、製品を顧客に納入する義務を負っております。

製品の販売は、顧客の指定する場所に据付が完了した時点あるいは顧客による検収が行われた時点で製品の支配が顧客に移転し履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。なお、製品本体と据付工事は相互関連性が高いと判断し、原則として単一の履行義務として識別しております。ただし、据付工事を伴わない国内の製品販売において、出荷時から製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

顧客の個別仕様に基づく個別受注品は、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しており、その進捗度は、発生したコストに基づくインプット法により測定しております。ただし、完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合には、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。

なお、振当処理の要件を満たしている為替予約等については振当処理に、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

(表示方法の変更)

損益計算書

前事業年度において営業外費用の「その他」に含めておりました「寄付金」（前事業年度11百万円）については、重要性が高まったため、当事業年度においては区分掲記しております。

(会計上の見積りに関する注記)

製品保証引当金

・見積りの内容

製品保証引当金は、当社が販売した製品について点検、修理、部品の取替などのアフターサービスに要する費用を製品の種類又は個別の案件ごとに計上しており、不適切事案に係る費用も一部含まれております。アフターサービスに要する費用は直近の状況や作業の進捗に応じて適宜、見直しを行っております。

・科目名及び当事業年度計上額

科目名	金額（百万円）
製品保証引当金	1,440

・その他見積りの内容に関する理解に資する情報

当該見積りは、過去の実績やアフターサービスの範囲を基に金額を算定しておりますが、新たな事象の発生によってアフターサービスの範囲が大きく拡大し、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。なお、偶発債務の注記に記載しましたとおり、不適切事案に係る費用のうち、現時点で見積もることが困難な費用については引当金の計上を行っておりません。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産

建物	61百万円
土地	260百万円
計	321百万円

上記は、工場財団根抵当権（極度額1百万円）に対する担保提供であります。

2. 有形固定資産の減価償却累計額

47,710百万円

3. 偶発債務

一連の不適切事案に係るお客さまとの協議の結果により、将来の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす費用が発生する可能性があります。現時点でその影響額を合理的に見積もることが困難な費用については、当事業年度の計算書類には反映しておりません。

4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

区分表示されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の金額は、次のとおりであります。

関係会社に対する短期金銭債権	7,871百万円
関係会社に対する長期金銭債権	98百万円
関係会社に対する短期金銭債務	9,344百万円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高

営業取引	
売上高	34,617百万円
仕入高	4,334百万円
営業取引以外の取引高	1,081百万円

2. 関係会社株式売却益

東光高岳コリア(株) (2025年2月にシティエレクトリック(株)に社名変更) の株式を一部譲渡したことに伴い、関係会社株式売却益24百万円を計上しております。

3. 関係会社出資金売却損

撫順高岳開閉器有限公司の持分を譲渡したことに伴い、関係会社出資金売却損22百万円を計上しております。

4. 耐震工事関連費用

小山事業所の耐震工事に伴い発生した費用等であります。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	226,760株
------	----------

(注) 「株式給付信託 (BBT)」 制度に関する(株)日本カストディ銀行 (信託E口) が所有する当社株式164,840株が、上記自己株式に含まれております。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の 主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	3,037百万円
関係会社株式評価損	504百万円
製品保証引当金	450百万円
賞与引当金	449百万円
修繕引当金	441百万円
棚卸資産評価損	297百万円
減損損失	159百万円
未払社会保険料	73百万円
貸倒引当金	70百万円
時価評価に伴う評価差額	65百万円
役員株式給付引当金	51百万円
未払事業税	30百万円
環境対策引当金	24百万円
その他	104百万円

繰延税金資産小計	5,761百万円
----------	----------

将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△ 661百万円
-----------------------	----------

評価性引当額小計	△ 661百万円
----------	----------

繰延税金資産合計	5,099百万円
----------	----------

繰延税金負債

時価評価に伴う評価差額	4,780百万円
固定資産圧縮積立金	1,195百万円
前払年金費用	312百万円
その他有価証券評価差額金	166百万円
その他	6百万円

繰延税金負債合計	6,462百万円
----------	----------

繰延税金負債純額	1,362百万円
----------	----------

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の 所有（被所有） 割合（％）	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
その他の 関係会社	東京電力パワーグリ ッド株式会社	(被所有) 直接 35.2	当社製品の販売先及 び原材料の仕入先 役員の兼任等	電力機器、 計器等の販売 (注)	30,430	売掛金	6,326

1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 製品の販売及び原材料の仕入については市場価格等を勘案し、価格交渉の上決定しております。

2. 取引金額には消費税等は含まず、科目の期末残高には消費税等を含めております。

2. 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の 所有（被所有） 割合（％）	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	ワットラインサービ ス株式会社	(所有) 直接 100.0	当社製品の工事、 輸送、物流管理 役員の兼任等	資金の借入 (注)	200	短期借入金	1,600
子会社	東光東芝メーターシ ステムズ株式会社	(所有) 直接 51.0	当社製品の販売先 役員の兼任等	資金の借入 (注)	500	短期借入金	6,000

1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 当社グループ内のCMS（キャッシュ・マネジメント・サービス）に係る資金貸借取引であり、取引金額は純増減額を記載しております。なお、利率については市場金利を勘案して合理的に決定しております。

(収益認識に関する注記)

収益を理解するための基礎となる情報

連結注記表（収益認識に関する注記）に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

なお、当社が買い戻す義務を負っている有償支給取引について、個別計算書類上、有償支給した原材料等の消滅を認識しております。また、当該取引において支給品の譲渡に係る収益は認識しておりません。

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1 株当たり純資産額	3,248円81銭
2. 1 株当たり当期純利益	194円76銭

(注) 株式給付信託(B B T)に関する(株)日本カストディ銀行(信託E口)が所有する当社株式は、1 株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。(当事業年度末164,840株)

また、1 株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めておりません。(当事業年度172,029株)

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

金額の表示の単位

百万円未満の金額は切り捨てて表示しております。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月15日

株式会社東光高岳
取締役会 御 中

アーフ有限責任監査法人
東京オフィス

指定有限責任社員
業務執行社員
指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 千葉 真人

公認会計士 松本 勇人

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社東光高岳の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社東光高岳及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2025年5月15日

株式会社東光高岳
取締役会 御 中

アーフ有限責任監査法人
東京オフィス

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 千葉 真人
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 松本 勇人

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社東光高岳の2024年4月1日から2025年3月31日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監査報告書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第13期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

なお、事業報告に記載の通り、調査・検証委員会より受領した各報告書の提言等も踏まえ、「安全・品質・コンプライアンスを最優先とする企業へ再生するための改革策（SQCファースト改革）」を策定する取組みが進められており、この状況を監査等委員会及び取締役会を通じて確認しております。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人アーク有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人アーク有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年 5月15日

株式会社東光高岳 監査等委員会
常 勤 監 査 等 委 員 若 山 達 也 ㊞
監査等委員（社外取締役） 高 田 裕 一 郎 ㊞
監査等委員（社外取締役） 和 田 希 志 子 ㊞
監査等委員（社外取締役） 守 谷 誠 二 ㊞

以 上

第13回定時株主総会 会場ご案内図

会場

株式会社東光高岳 会議室（8階）

東京都江東区豊洲五丁目6番36号（豊洲プライムスクエア） TEL 03-6371-5000

※開催場所が例年と異なりますので、お間違いのないようお願い申し上げます。



会場までのご案内

東京メトロ有楽町線 ➡ 豊洲駅（6a出口）から徒歩3分

東京臨海新交通ゆりかもめ ➡ 豊洲駅から徒歩3分

※駐車場および駐輪場はご用意いたしておりませんので、
お車等でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

株式会社 東光高岳

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

